

I C T活用工事における各実施要領の主な改定点

（令和5年4月1日）

1. 新規工種の追加（実施要領の追加）

以下の工種について、請負者の希望によりI C T活用工事の実施を可能とする。

- ・土工 1000m³ 未満
- ・小規模土工
- ・構造物工（橋脚・橋台）
- ・基礎工
- ・擁壁工

2. I C T活用工事取組証の発行

港湾工事（以下4工種）においてI C T建設機械による施工を実施した場合に「I C T活用工事取組証」を発行する。

- ・浚渫工（港湾）
- ・基礎工（港湾）
- ・ブロック据付工（港湾）
- ・海上地盤改良工：床掘工・置換工編（港湾）